

廿日市市立大野東小学校 危機管理マニュアル

令和8年4月改訂版

	安全担当	教頭	校長
最終確認日	4月 1日	4月 1日	4月 1日

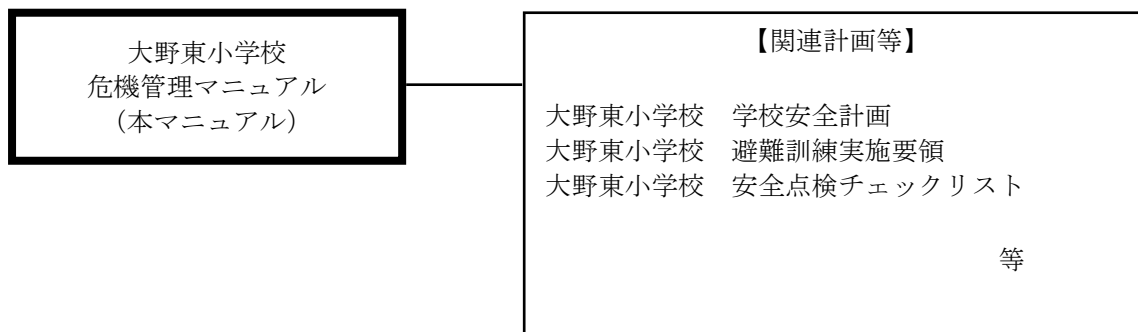
◆ 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



◆ 危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

◆ 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアルの確認 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	*本マニュアルに定める事項全般 *各教職員の役割 *発生事象別のマニュアル確認
毎年4回、実施する避難訓練	*発生事象別の緊急対応手順 *発災時の各教職員の役割
必要に応じて行う研修（演習を中心とする）	*発生事象別の緊急対応手順 *発災時の各教職員の対応

	(状況に応じた臨機応変の対応)
--	-----------------

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童生徒・保護者への周知

校長は、本校の児童生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	<ul style="list-style-type: none"> * 新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 * 各種防災訓練 * 防災教育の学習 	<ul style="list-style-type: none"> * 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 * 事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動 * 救急車を要請する要件
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 夏季で資料配布・説明 * 新入生保護者説明会 * 入学式後の保護者説明会 * P T A総会 * 年度当初全保護者配布 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 * 事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動(引渡し等) * 救急車を要請する要件

◆ マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

① 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ (原データ)	統合サーバ「大野東小学校」→「共有データ」→「令和8年度大野東小学校」→「00-11危機管理マニュアル」フォルダ内
印刷製本版	<ul style="list-style-type: none"> * 校長室・職員室配備：計2部 * 非常用持ち出し品入れ：1部 * 全教職員配布：40～50部

② 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順等を下記の箇所に掲示する。

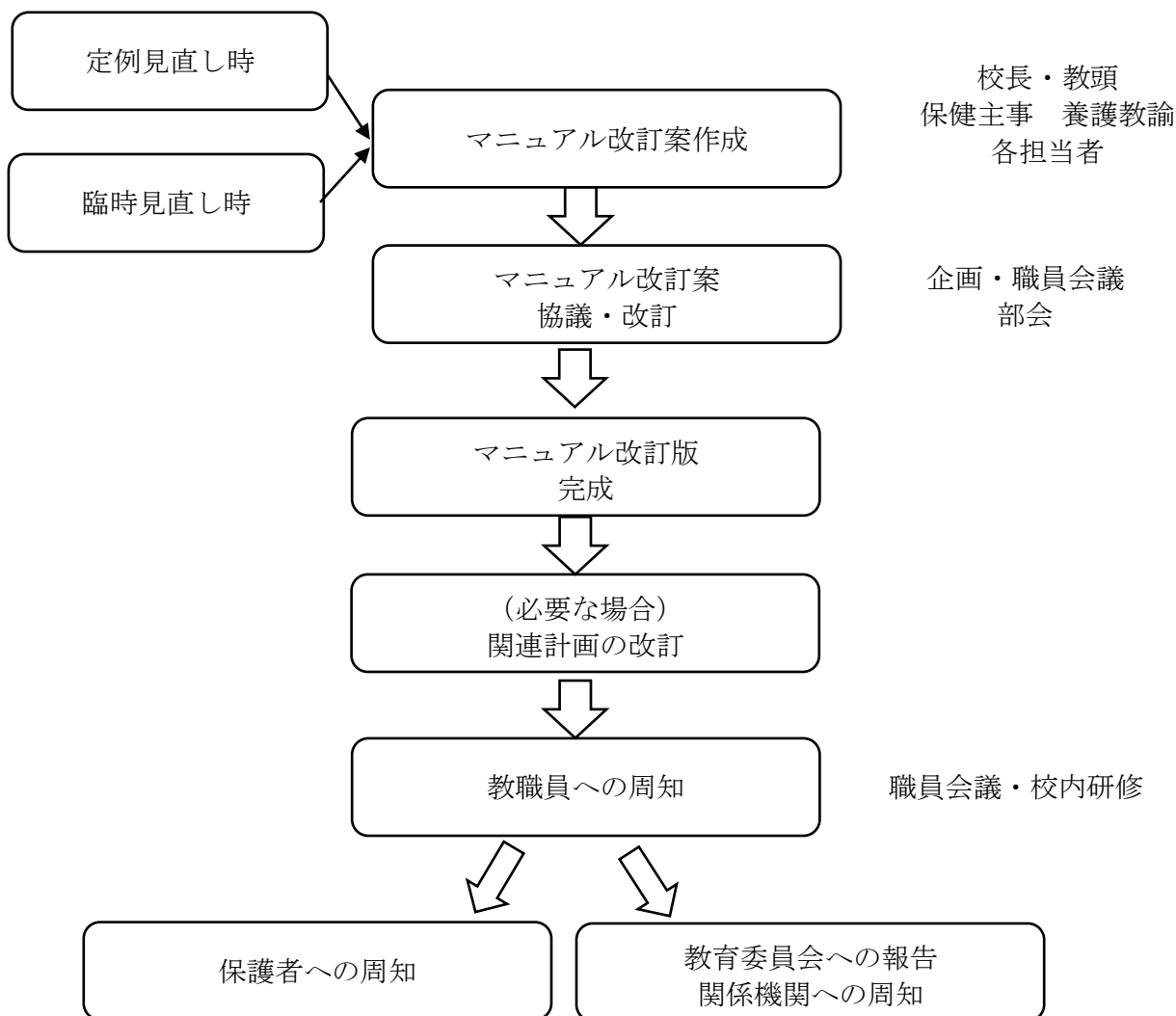
傷病者発生時対応手順	<ul style="list-style-type: none"> * 体育館内 * プールサイド * 機械室
火災発生時対応手順	<ul style="list-style-type: none"> * 家庭科室 * 理科室 * 職員室
緊急通報手順・通報先	<ul style="list-style-type: none"> * 職員室 * 校長室 * 事務室

◆ マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none"> * 毎年度当初、及び人事異動があったとき * 各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	<ul style="list-style-type: none"> * 廿日市市の地域防災計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき * 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



◆ 改訂履歴一覧

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	令和4年4月1日	初版発行

◆ 地域、学校、学区の現状

(1) 地域の特徴

本校の位置する廿日市市は、広島県の西部に位置している。市の約3割が低地であり、JR廿日市駅、宮内串戸駅、宮島口駅を中心に市街地が広がり、幹線道路沿いに工業団地がある。廿日市市の主な産業は工業・商業であるが、農地も多く残る。住宅地開発が進み、人口は増加傾向にある。職住近接世帯が多く、昼間壮年人口が比較的多い。

(2) 地域の災害履歴

廿日市市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

〈風水害・土砂災害・その他の事故・災害等〉

年月日	被害状況等
〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日	不明のため記入していません。

(3) 学校、学区の現状

本校は廿日市市の西部に位置している。海拔約21mであり、津波浸水区域外である。明治6年、松原里美宅を校舎として、明心舎という塾名から始まった。校舎は昭和8年建築であり、その後児童数の増加により、昭和28年、47年、55年、平成12年と校舎を増築した。老朽化が進んだこと及び耐震補強の必要から平成22年改修工事が行われた。

学区は対巖山、下更地、前空、宮島口、深江、福面、鯛ノ原、物見からなる。近隣学区からの学区外通学者もおり、徒歩通学者だけでなく乗用車での送迎による通学者もいる。在籍する児童、教職員の状況は以下のとおり。

児童生徒数	
全校児童	うち、自力での避難が困難な児童生徒
900人 内訳： 第1学年：120人 第2学年：153人 第3学年：155人 第4学年：159人 第5学年：156人 第6学年：157人	1人

※2026年度

◆危機管理の前提となる危機事象等

(1)地震災害

名称	自身の概要	廿日市市の被害想定等
南海トラフ巨大地震	高知県、静岡県沖を震源とするマグニチュード9.0の地震 大きな被害が想定されている	最大震度：震度6 (本校周辺を含む) 最大津波：1.6m (本校周辺の浸水なし)
瀬戸内海海域活断層地震	安芸灘、伊予灘、豊後水道を震源とするマグニチュード7.4の地震 大きな被害が想定されている	最大震度：震度6 (本校周辺を含む) 最大津波：0.7m (本校周辺の浸水なし)

(2)洪水による浸水被害

廿日市市地域防災計画によると、「廿日市市浸水・土砂災害ハザードマップ」(2020年度発行)によると、市内を流れる永慶寺川で氾濫が発生した場合には、本校において以下のような浸水被害の可能性が示されている。

本校周辺の最大浸水深
0.2m～3m未満 (校舎2階利用可)

過去に台風により浸水、河川の氾濫、橋脚に流木が引かかる等の被害があった。また、本校周辺は、用水路が多いため水があふれやすい状況にあるので、注意が必要である。

(3)土砂災害

廿日市市の発行する「廿日市市浸水・土砂災害ハザードマップ」(2020年度発行)によると、本校周辺では、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所はない。



(4) その他、本校で想定される危機事象

危機事象		想定される事態
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー 食中毒、異物混入	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー 学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故
	自転車等事故	放課後のスケートボード、キックボード等による事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新型コロナウイルス感染症、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質(PM2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害等

◆平常時の危機管理体制

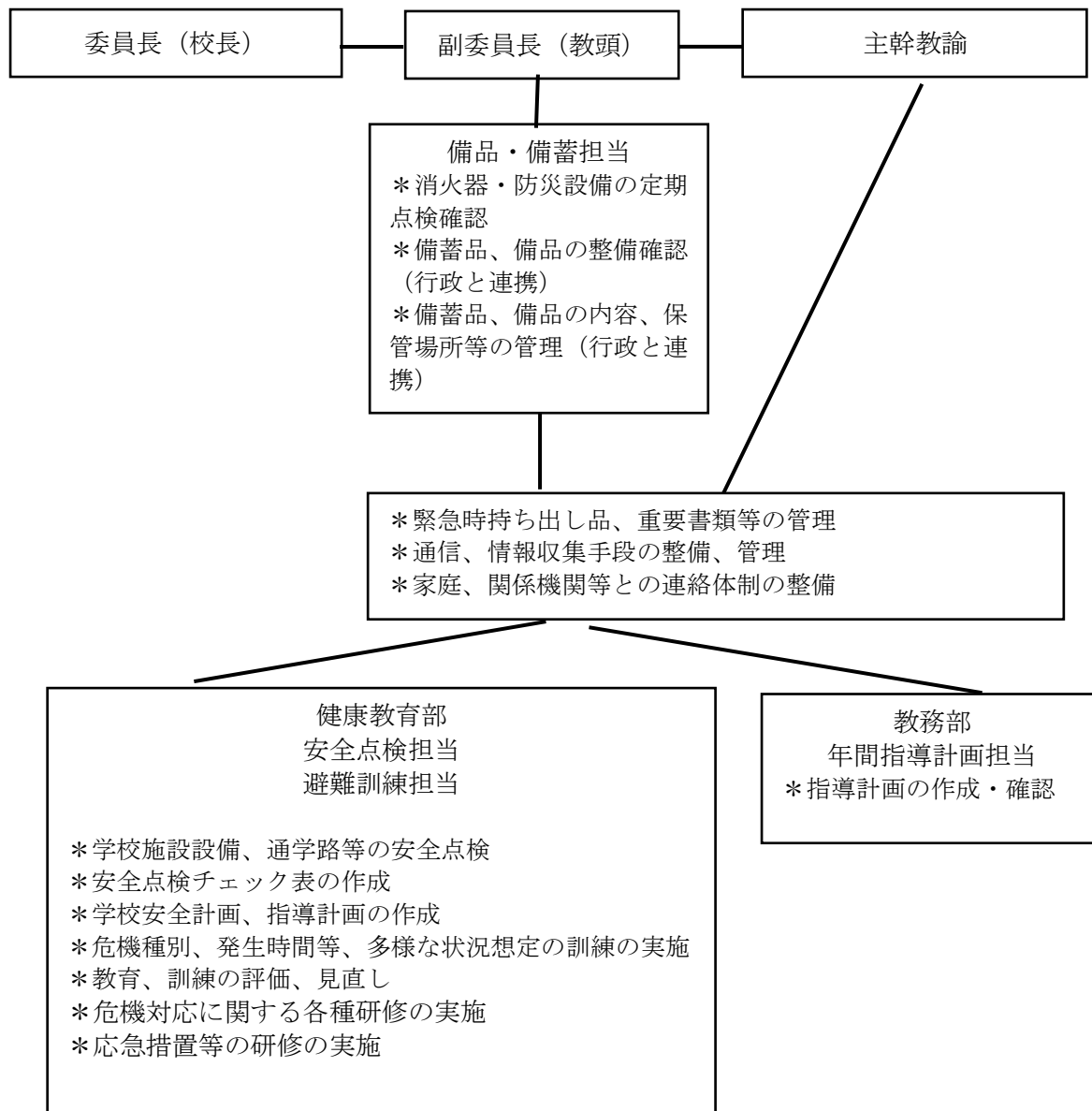
校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会(下図参照)を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進して

いく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

平常時の危機管理体制 ～校内安全委員会～



◆点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

(1)危険箇所の把握

危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

○安全点検(教職員により実施)

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと(情報共有・経過観察の際に有効)。

点検	点検時期・対象	実施者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 *毎月実施対象：全教室、廊下、階段、体育館等 *每学期実施対象：非構造部材の劣化状況	担当 教職員	教室等の安全点検表 プールの安全点検表 運動場・校地の安全点検表 遊具等の安全点検表 避難経路・避難場所の安全点検表 →安全点検表に担当者記入 ※教頭が集計し，廿日市市教育委員会や業者等に依頼
	校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所 *毎年実施対象	担当 教職員 保護者 (生活部中心)	
臨時点検	学校行事前後 (校内施設・設備)	担当 教職員	危険箇所がある場合は教頭が教育委員会に報告
	災害時(校内施設・設備)	教職員	危険箇所がある場合は教頭が廿日市市教育委員会に報告
日常点検	通常の授業日(授業で使用する施設・設備)	全教職員	安全点検表に記入 ※教頭が集計し，廿日市市教育委員会や業者等に依頼

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施する。

文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版)」

https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/gi_jyutsu2.pdf

○ 合同点検(保護者、地域、警察等と実施)

「通学路の安全マップ」を参考にし、保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

歩道や路側帯の整備状態

車との側方間隔や往来する車の走行スピード

右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点

沿道施設の出入口の見通し

渋滞車両・駐車車両の存在(日常的な状況)

通学路にある犯罪発生条件(死角、外灯の有無など)

(2)危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所では、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、廿日市市教育委員会に相談する。

(3)点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善につとめる。

○ 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。

○ 安全点検の具体的な方法は明確か(実施者によって異なることはないか)。

○ 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か(緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等)。

○ これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか(危険箇所が放置されていないか)。

◆運動前の体調チェック

過去のデータからは、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた児童でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時には児童の体調を欠かさずチェックすることとする。

◆**体育活動における事故防止のための安全への配慮**

(1)健康状態の把握

過去のデータからは、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた生徒でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時や**体育活動(部活動を含む)前後**には生徒の体調を欠かさずチェックすることとする。また、**体調が優れない児童生徒(授業中に保健室利用をしている児童生徒も含む)**に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを慎重に判断する。

(2)活動状況の把握

日頃の活動における小さなケガや事故(ヒヤリ・ハット体験を含む)を見逃さず、重大な事故に発展する前に要因を分析し活動内容や環境、場所等を改善するようにする。また、児童生徒の行為から危険を感じた場合は、活動を止め全員を集めるなどして、注意事項の確認・徹底を行う。

(3)その他の安全管理

校庭や体育館等において、複数の競技が共用して活動するような場合、安全に使用するためのルールを定め、児童生徒に対して周知徹底する。加えて、児童生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、児童生徒自身で自他の安全を守ることができるようにするため、安全教育を系統的に進める。

◆熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数(WGBT)を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数 (WGBT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安 (注2)	日常生活における注意事項 (注2)	熱中症予防運動指針(注1)
31℃以上	27℃以上	35℃以上	すべての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩)熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給)熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全(適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足

* 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安で有り、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver. 3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

暑さ指数(WGBT)の数値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとする。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。・ 急激な暑さ：梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 体力、体格の個人差：肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。・ 健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う・ 暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。・ 衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none">・ 運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。・ 水分補給をこまめに行う。・ 休憩の取り方：激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童生徒に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取ること。

暑い日の運動前には、自らの体調を確認すること。

気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

◆食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童生徒のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成

する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

(2) 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

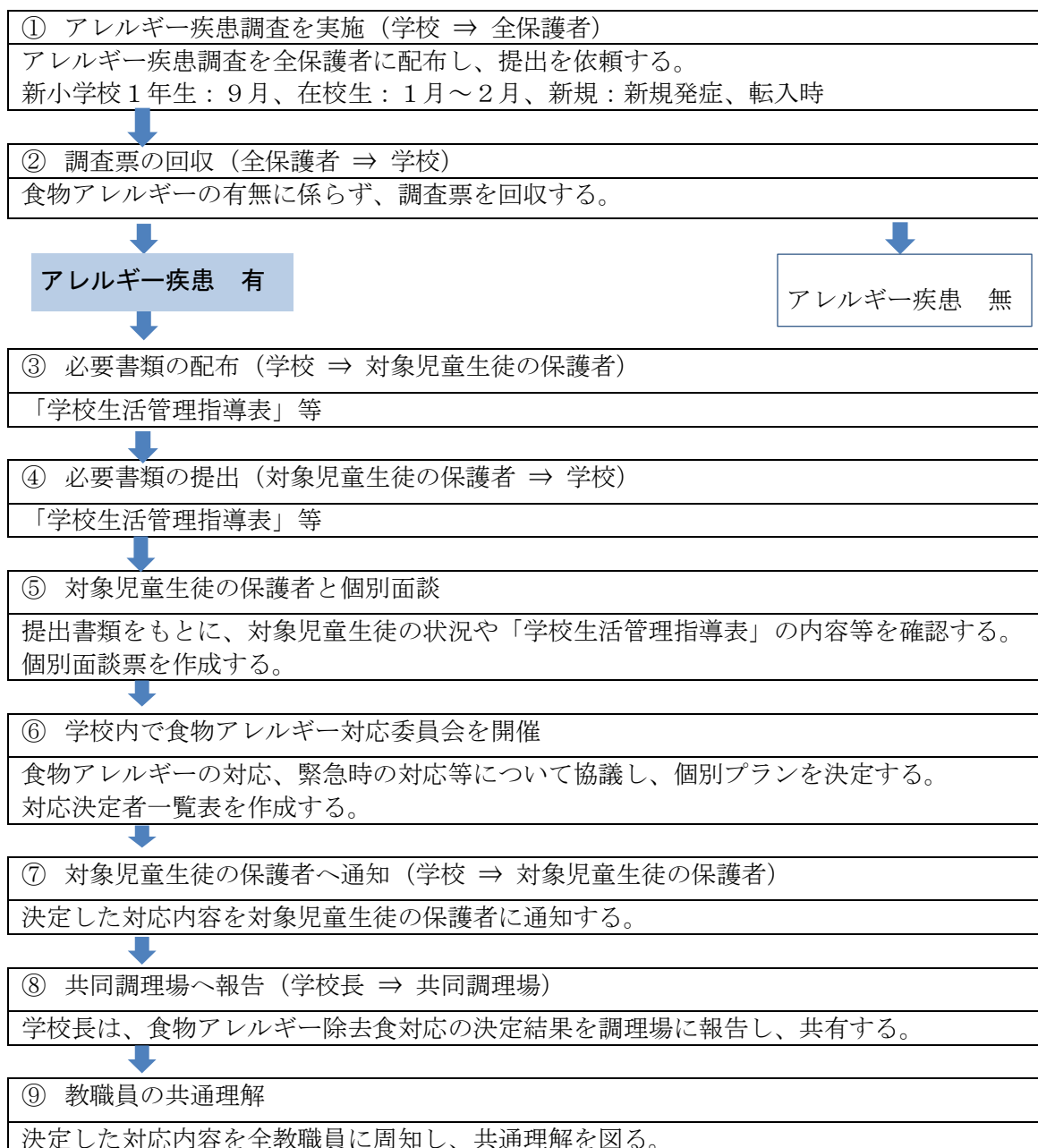
校長 (教頭)	<input type="checkbox"/> 校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者である。 <input type="checkbox"/> 市教育委員会の方針に基づき、学校の基本方針を策定し、教職員に周知するとともに、保護者に対して説明する。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応委員会を設置し、最終的な取組み内容を決定する。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応委員会で定められた者を担任や担当者などと資料をもとに確認する。
保健主事	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応委員会を運営する。① <input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ② ※①②養護教諭・栄養教諭と連携
教職員	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 <input type="checkbox"/> 緊急措置方法等について共通理解を図る。 <input type="checkbox"/> 学級担任の不在時に、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 <input type="checkbox"/> 個別面談を実施（食物アレルギー対応委員会で定められた者と一緒に）する。 <input type="checkbox"/> 給食時間は、決められた確認作業を確実にを行い、誤食を予防する。 また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 <input type="checkbox"/> 他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。 <input type="checkbox"/> 休暇を取るときは、給食指導に入る教職員にアレルギーの有無などを確実に知らせるために学習計画表に明記する。
養護教諭	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。 <input type="checkbox"/> 個別面談を実施（食物アレルギー対応委員会で定められた者と一緒に）する。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 <input type="checkbox"/> 主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応委員会を運営する。① <input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 ② ※①②保健主事・栄養教諭と連携
栄養教諭	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プランを立案する。

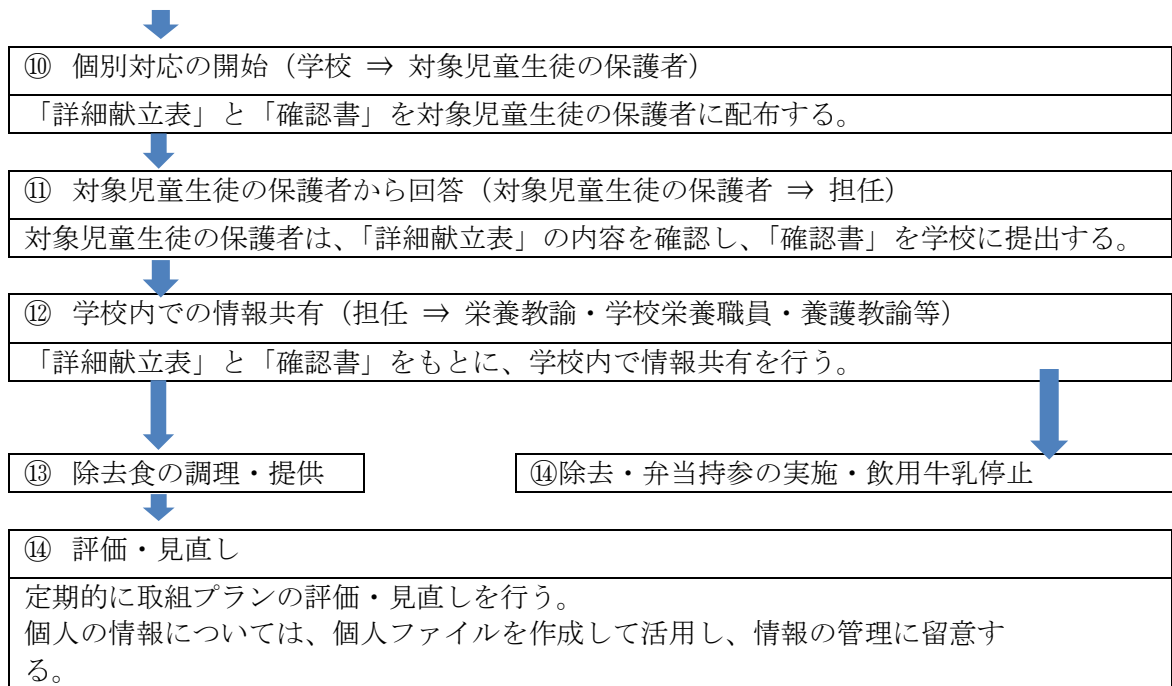
学校栄養職員	<input type="checkbox"/> 個別面談を実施（食物アレルギー対応委員会で定められた者と一緒に）する。 <input type="checkbox"/> 安全な給食提供環境を構築する。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応委員会で定めたマニュアルや個別の取組プラン等に基づき具体的な調理・配膳作業等を管理する。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー対応委員会を運営する。① <input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。② ※①②保健主事・養護教諭と連携
--------	--

廿日市市教育委員会「学校給食における食物アレルギーの対応方針」（平成30年4月）を基に作成

（3）食物アレルギー対応実践までのながれ

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。





廿日市市教育委員会「学校給食における食物アレルギーの対応方針」を基に作成

(4) 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の基本方針は以下のとおりとする。

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供するよう努める。ただし、安全性を最優先とし、過度に複雑な対応は行わない。
- ・食物アレルギー対応委員会を校内に設置し、組織的に対応する。
- ・医師の診断・指示に基づき適切に対応を行い、「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ・除去食については安全性の確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないかの二者択一)を原則とする。
- ・廿日市市教育委員会より示される学校給食における食物アレルギーの対応方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

(5) 学級における安全な給食運営

学級担任及びサポートに入る教職員は、学級における日々の給食運営を食物アレルギー対応委員会において決定した以下の対応レベルに応じて確実に実施する。

【レベル1】 「詳細献立表」による対応	<ul style="list-style-type: none"> *最も誤食事故が起きやすい対応のため、配布された詳細献立表により、毎日必ず原因物質の有無を確認する。 *アレルギーのある児童の詳細献立表をファイリングし、どの教職員が給食指導をすることになっても適切に配膳できるようにする。
-------------------------------	--

<p>【レベル2】 弁当持参による対応</p>	<p>*持参した弁当を安全で衛生的に管理する。 *特定の献立に対してのみ部分的に弁当を持参する対応を取る場合には、給食内容や対応弁当を把握、確認し誤食を防止する。</p>
<p>【レベル3】 除去食による 【レベル4】 代替食による対応</p>	<p>*配布された献立内容を確認する。 *対応食の受け取り方、給食当番の割り当て、喫食時・片付け時・交流給食時の注意事項を定め、これを確実に守る。 *職員室で卵除去食を提供するときは、受け渡し、返却が分かるようホワイトボードに示されている名前の横の欄にチェックを入れている。</p>

(6) 当事者以外の児童生徒に対する説明

アレルギー疾患の児童生徒への取組を進めるに当たっては、他の児童生徒からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童生徒に対してどのような説明をするかは、他の児童生徒の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童生徒及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

◆犯罪被害防止に関する日常管理

(1) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童生徒に徹底させる。

《例》

時間	児童生徒・教職員	来校者・保護者
<p>登校時間 7時50分～ 8時20分</p>	<p>○ 児童生徒は校庭門から登校する。 ○ 施錠担当教職員が、正門を7時10分に、児童玄関を7時50分に開錠する。 ○ 児童は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する。車での登校の場合は駐車場出入口から登校する。</p>	<p>○ 常に正門や西門、横の通用口や駐車場出入口を使って来校する。</p>
<p>授業中</p>	<p>○ 児童生徒・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする。</p>	
<p>下校時間 *曜日・学年により 時間帯は異なる</p>	<p>○ 施錠担当教職員が、児童玄関を児童下校後に施錠する。正門は下校時刻10分前に用務員が開錠する。施錠は児童館職員が行う。</p>	
<p>下校時間後</p>	<p>○ 正門や裏門、駐車場より出入りする。</p>	

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 来客の予定がある場合は、あらかじめ事務室と職員室で来校者を把握する。
- 一般来校者には所属や名前を確認する。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には名札等を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

◆ インターネット上の犯罪被害防止対策

(1) 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命(いのち)の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

(2) 家庭との連携

校長は、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用(時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等)について、児童生徒と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

◆校外活動における危機未然防止対策

(1)事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

<p>校外活動全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ○ 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED 配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ○ 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ○ 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ○ 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ○ 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ○ 一人で避難できない児童生徒への対応について検討する。
<p>宿泊を伴う活動・食に関する活動* (食物アレルギー対応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギーをもつ児童生徒についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ○ エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する(教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討)。 ○ 工場見学や体験学習など、食に関する活動があれば、その内容を十分検討する。 ○ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ○ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ○ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ エピペン® 等持参薬の使用法の再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足

(児童生徒同士の弁当のおかずやおやつとの交換)、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動(P T A主催イベントの模擬店など)、アレルギーとなる食品の清掃等

(2) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

緊急連絡体制表

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 児童生徒名簿(緊急連絡先を含む) | <input type="checkbox"/> 緊急搬送先医療機関の情報 |
| <input type="checkbox"/> 訪問先の地図等(避難経路・避難場所) | <input type="checkbox"/> 笛(危険を知らせるため) |
| <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット | |

(3) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間(必要に応じて児童も含む)で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - 引率教職員の指示をよく聞くこと
 - 一人で行動しないこと
 - 集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - (食物アレルギーを持つ児童がいる場合)弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の黒板(掲示場所)に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

◆校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてP T A等が行事を主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

(1) 事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。(行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認)
- 行事の受付(来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し)についてP T Aに依頼する。
- 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、P T A及び地域ボランティアに依頼する。

(2)校内行事当日の対応

- 行事の来賓は、受付にて名前を確認する。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- 児童生徒保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。

◆ 事故・災害発生時の対策

(1)指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、代理者により事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとする。

指揮命令者順位

順位	氏名	緊急連絡先
1	(校長)	
2	(教頭)	
3	(主幹教諭)	

(2)学校事故・災害発生時の具体的対策

学校事故・災害発生時の対応は以下のとおりとする。ただし、事故・災害の状況により、活動の量・内容に偏りが生じた場合には、校長は適宜、担当を見直し、業務量に応じた人員配置体制を取るものとする。

○ 事故・災害の情報収集・取りまとめ	担当 (教頭・主幹教諭)
○ 校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示	担当 (校長・教頭)
○ 各班との連絡調整	担当 (主幹教諭)
○ 緊急時持ち出し品の搬出・保管	担当 (主幹教諭)
○ 記録日誌・報告書の作成	担当 (教頭)
○ 廿日市市教育委員会との連絡調整	担当 (教頭)
○ 報道機関への対応	担当 (校長・教頭)
○ 学校再開に向けた対応	担当 (校長・教頭)

全ての教職員は、事故・災害の発生時に必要な対応を取ることができるよう、研修・訓練等を通じてその役割を習熟しておく。

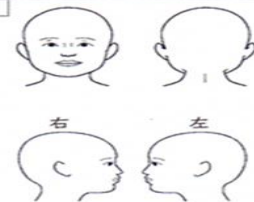
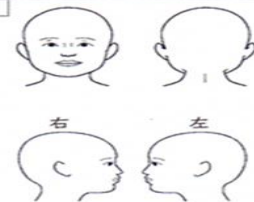
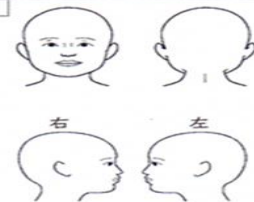
また、不在・被災等により上記の役割分担を果たせない教職員が出た場合、事故・災害等の進展状況により職員の業務量に偏りが生じた場合などは、上記の役割分担を変更することがある。このため、全ての教職員は、事前に定められた役割のみならず、他の役割についても概略を理解しておく。

頭部外傷発生時には、下記に示す「救急車を呼ぶ際の記録用紙(頭頸部外傷時)」を参考にして、受傷者の十分な観察を行うことや目撃者の証言収集を行うこととする。事故発生前・事故発生時・事故発生後の受傷者の様子や目撃者からの情報等の記録を必ず残すこととする。

救急車を呼ぶ際の記録用紙（頭頸部外傷時）

緊急連絡先と職員室のスマホ必要

学校名	住所
電話番号	通報者
	記録者

①いつ	令和 年 月 日 () 午前・午後 () 時 () 分ごろ										
②だれが	傷病者の名前 () 男・女 生年月日 年 月 日 生まれ 年齢 (中 年生) 歳										
③どこで	現在の居場所										
④何を	して										
⑤どう	なった										
⑥現在の状況	<table border="0"> <tr> <td> ケガの状況 ・患部の出血 (ある・ない) ・患部の腫脹 (ある・ない) ・受け答えが (できる・できない) </td> <td> 患部  </td> </tr> <tr> <td> 重度意識障害の有無 ・開眼 (できる・できない) ・話すこと (できる・できない) ・運動麻痺 (ある・ない) ・けいれん (ある・ない) ・繰り返す嘔吐 (ある・ない) </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 首の症状 ・強い首の痛み (ある・ない) ・四肢の痛みやしびれ (ある・ない) ・異常感覚 (ある・ない) ・力が入らない (ある・ない) </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 脳振盪の症状の有無 ・頭痛 (ある・ない) ・めまい (ある・ない) ・吐き気 (ある・ない) ・ものが二重に見える (ある・ない) ・時、場所、人が正確に分からない (ある・ない) ・打撲前後のことを覚えていない (ある・ない) ・混乱や興奮状態 (ある・ない) ・普段と違う行動パターン (ある・ない) ・ふらつき (ある・ない) </td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の症状 </td> <td></td> </tr> </table>	ケガの状況 ・患部の出血 (ある・ない) ・患部の腫脹 (ある・ない) ・受け答えが (できる・できない)	患部 	重度意識障害の有無 ・開眼 (できる・できない) ・話すこと (できる・できない) ・運動麻痺 (ある・ない) ・けいれん (ある・ない) ・繰り返す嘔吐 (ある・ない)		首の症状 ・強い首の痛み (ある・ない) ・四肢の痛みやしびれ (ある・ない) ・異常感覚 (ある・ない) ・力が入らない (ある・ない)		脳振盪の症状の有無 ・頭痛 (ある・ない) ・めまい (ある・ない) ・吐き気 (ある・ない) ・ものが二重に見える (ある・ない) ・時、場所、人が正確に分からない (ある・ない) ・打撲前後のことを覚えていない (ある・ない) ・混乱や興奮状態 (ある・ない) ・普段と違う行動パターン (ある・ない) ・ふらつき (ある・ない)		その他の症状	
ケガの状況 ・患部の出血 (ある・ない) ・患部の腫脹 (ある・ない) ・受け答えが (できる・できない)	患部 										
重度意識障害の有無 ・開眼 (できる・できない) ・話すこと (できる・できない) ・運動麻痺 (ある・ない) ・けいれん (ある・ない) ・繰り返す嘔吐 (ある・ない)											
首の症状 ・強い首の痛み (ある・ない) ・四肢の痛みやしびれ (ある・ない) ・異常感覚 (ある・ない) ・力が入らない (ある・ない)											
脳振盪の症状の有無 ・頭痛 (ある・ない) ・めまい (ある・ない) ・吐き気 (ある・ない) ・ものが二重に見える (ある・ない) ・時、場所、人が正確に分からない (ある・ない) ・打撲前後のことを覚えていない (ある・ない) ・混乱や興奮状態 (ある・ない) ・普段と違う行動パターン (ある・ない) ・ふらつき (ある・ない)											
その他の症状											
保護者への連絡状況	連絡が取れていない・すぐに学校に来る・病院に直行・その他 ()										
救急車の到着場所	救急車は(正門・グラウンド)の門から入ってください。誘導員がいます。 (場所:)に救急車をつけてください。 サイレンは消せるなら消してください。										

既往歴	有 () ・ 無 ・ 不明	アレルギー	有 () ・ 無 ・ 不明
かかりつけ	有 () ・ 無 ・ 不明		

頭髄・頸椎損傷が疑われる場合は動かさなくて、その場で対応

◆保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- ①一斉メール配信(ラインネット)：入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。(機種変更等による変更があった場合は、その都度手続きを行う。)
- ②メールアドレスの登録が困難な家庭には電話や配布物にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- ③本校ウェブサイト：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡(双方向の連絡)】

- ①電話・メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。(入学説明会の配布資料の中に登録方法を明記した用紙を同封し、1月中にテストメールを行う。入学時まで連絡が取れるようにしておく。※緊急時の連絡のため)
- ②災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)：大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。

◆教職員への緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を活用する。

◆関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。

校長は、毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。また、受傷現場に異動する際に持参する公用の携帯電話に病院リスト登録し、速やかに電話連絡できるものとする。

(1) 廿日市市・公的機関

機関(課室所)名	電話	住所・メール等
廿日市市教育委員会		
学校教育課	30-9207	廿日市市下平良1丁目11-1 gakkokyoiku@city.hatsukaichi.lg.jp
近隣の学校		
大野西小学校	55-2013	廿日市市大野原4丁目2-60 ononishi-e-soshiki@hatsukaichi-edu.jp
阿品台西小学校	39-7095	廿日市市阿品台西1-1 ajinadainishi-e-soshiki@hatsukaichi-edu.jp.
大野東中学校	56-2177	廿日市市大野414 onohigashi-j-soshiki@hatsukaichi-edu.jp
廿日市市・公的機関		
危機管理課	30-9102	廿日市市下平良1丁目11-1
西部保健所	32-1181	廿日市市桜尾2丁目2-68
廿日市警察署	31-0110	廿日市市本町1-10
大野交番	55-1125	廿日市市梅原1丁目1-28
宮島口交番	56-0110	廿日市市宮島口1丁目12-15
廿日市消防署	32-8111	廿日市市串戸1丁目9-33
大野支所	30-2005 (地域づくりグループ)	廿日市市大野1丁目1-1

(2) 医療機関

機関名	電話	住所・メール等
【学校医】 わき小児科院	34-0217	廿日市市下平良1丁目3-36-301
【内科】 平田内科・小児科医院	39-1155	廿日市市阿品台4丁目1-26
【外科】 望月整形外科	39-1100	廿日市市宮内857-1
【脳神経外科】 田口脳外科クリニック	30-7788	廿日市市阿品3丁目2-18
【眼科】 小浦眼科	56-0011	廿日市市宮島口1丁目14-28
【歯科】 橋田歯科病院	34-2109	廿日市市新宮1-2-26
【学校薬剤師】 前空薬局	56-6555	廿日市市前空5丁目5-35

※受診時にはかならず事前に電話連絡すること。

◆通信・情報収集手段

(1) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段及び情報収集先

事故・災害の初期段階での通信・情報収集手段は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 携帯型ラジオ | <input type="radio"/> 職員室設置テレビ |
| <input type="radio"/> 電話・FAX | <input type="radio"/> 職員室設置 PC |

津波情報をはじめ災害等に関する情報や避難に関する情報の収集先は以下のとおり。

- | |
|---|
| 廿日市市ウェブサイト (https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp)
廿日市市安心・安全メール配信サービス(登録型)
(bousai.hatsukaichi-city.@raidai.ktaiwork.jp)
テレビ・ラジオ各局放送、FM はつかいち (FM 76.1 kHz)
広島県防災 Web (https://www.bousai.pref.hiroshima.jp)
国土交通省防災ポータル (https://www.mlit.go.jp/)
国土交通省川の防災情報 (https://www.river.go/)
気象庁防災情報 (https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html) |
|---|

平時から、以下の対策により災害発生初期の情報収集に備える。

- 携帯型ラジオは、予備の電池とともに持ち出せるようにする。
- 携帯型ラジオには、下図のようなラベルを取りつけ、ラジオ局と周波数がわかるようにする。



NHK ラジオ第1 (AM) : 1350 kHz
 NHK ラジオ第2 (AM) : 76.1 kHz
 FM はつかいち (FM) : 78.6 kHz ..

- 職員室の PC には、上記の情報収集先をお気に入り登録しておく。

(2) 校内の情報伝達手段

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、校内の情報伝達手段として以下の手段を備える。

手段(備品)	保管場所
拡声器	印刷室の棚
ホイッスル	各自保管
ホイッスル付き拡声器	職員室の棚

校内放送が使用不可と判明した場合には、校長の指示を受けた職員が拡声器やホイッスル、ホイッスル付き拡声器を使って避難指示等を行う。

◆緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者

(1)緊急時持ち出し品(職員室前出入口横の戸棚の下段)

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し袋にまとめ、職員室棚に備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。

避難に用いる物品	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ホイッスル付き拡声器またはホイッスル
応急手当に用いる物品	<input type="checkbox"/> 救急用品セット(ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等)
名簿・各種連絡先	<input type="checkbox"/> 児童生徒緊急連絡用名簿 <input type="checkbox"/> 緊急時児童引渡しカード <input type="checkbox"/> 関係機関の緊急連絡先一覧

緊急時持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする

順位	氏名
1	(主幹教諭)
2	(教頭)
3	(教務主任)

(2)緊急時持ち出し品(保健室)

保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

◆重要書類等の保管・整備

(1)学校運営上の重要物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保管する。校長は、学校安全担当者に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

保管場所	内容
校長室設置の 耐火金庫 (施錠保管)	<input type="checkbox"/> 校長印 <input type="checkbox"/> 職印 <input type="checkbox"/> 学校沿革史 <input type="checkbox"/> 職員人事関係書類等 <input type="checkbox"/> 卒業生台帳 <input type="checkbox"/> 指導要録 <input type="checkbox"/> 通帳

◆事件・事故・災害等発生時の情報整理様式

事件・事故・災害等発生時の情報整理様式

月 日	時間	発生した事柄	対応者	学校対応	補足

記録すべき内容の例

- 事件・事故・災害被害等の発生状況・概要
- 負傷者・被害者の事件・事故・災害発生直後の状況(氏名、学年、保護者氏名、症状、応急手当、搬送時刻、搬送先)
- 学校の対応状況(時刻、対応者名・関係者名)
- 学校から外部への連絡状況(時刻、対応者名・関係者名)
- 警察等関係機関との連携状況
- 報道機関等への対応状況

◆避難場所

(1)避難場所

地震発生後の避難場所は下表のとおりとする。

なお、津波の到達予想時刻等を鑑みて二次避難の暇がないと考えられる場合には、校長は、直ちに三次避難場所への避難を指示するものとする。

一次避難 (初期対応)	机の下(もしくは「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」)
二次 避難場所	避難経路が通行不可の場合など、三次避難の避難経路や避難
三次 避難場所	可能であれば、複数想定しておくといでしょう。 (1) 大野東中学校 ※ただし、津波の到達予想時刻や児童等の健康状態、避難経路等の被災状況などから、上記の三次避難場所への避難が困難と考えられる場合は、本校3階教室、廊下に避難し、屋内安全確保を図る。(ハザードマップの 想定浸水深により、屋内安全確保が可能と判断される)

(2)避難経路

避難場所までの避難経路は下図のとおりとする。

【校内～二次避難場所(校庭)まで】

※避難開始から完了までにかかる時間の目安：5分

【二次避難場所(校庭)～三次避難場所まで】

※避難開始から完了までにかかる時間の目安：15分

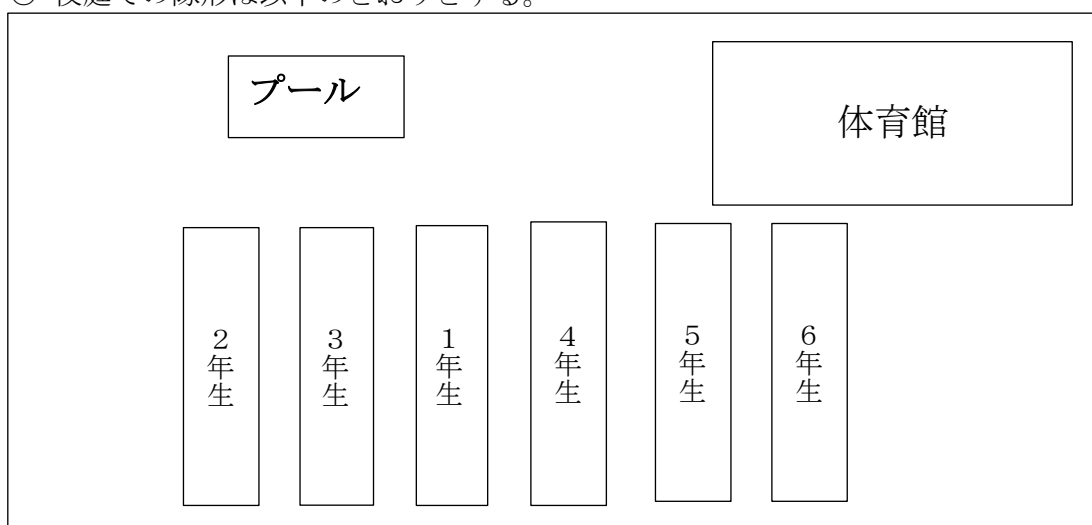


(3)避難誘導方法

避難誘導の方法は以下のとおりとする。

【校内～二次避難場所(校庭)まで】

- 地震の際のクラスごとの避難経路を教室内に掲示し、日頃から児童にも周知する。
- 避難経路の安全を確認した上で避難誘導を行う。
- 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。
- 天候や季節によっては、二次避難の際に教室から防寒具(上着)を持参することを検討する。
- 校庭での隊形は以下のとおりとする。



【二次避難場所(校庭)～三次避難場所まで】

- 二次避難場所(校庭)から三次避難場所までの避難経路の安全確認を教頭・主幹教諭が実施する。
- 避難中に児童生徒を見失わないよう、移動時の隊列及び教員配置は以下を基本とする。避難誘導に当たっては、拡声器等を活用し、先頭と最後尾に避難誘導担当者を配置する。
- 教職員より避難経路及び行動について継続的に声掛けをする。また、パニックにならないよう落ち着かせる。教職員は、クラス隊列から離れないよう、隊列が長くなりすぎないように支援する。
- 負傷者がいる場合には、保健室に備えてある簡易担架・布担架で運ぶこととする。
- 児童を引取りに来た保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討する。ともに避難となった場合は、要配慮者への協力・支援を求める。

【その他の留意点】

- 避難後は、警報等の解除を確認した上で、安全な場所で保護者に児童を引き渡すことを基本とする。
- 三次避難場所に到着した後、校庭と同じ隊形で安全確保を図る。
- 津波到達予想時刻を過ぎても気を緩めることなく、さらなる避難の可能性を念頭におき情報収集を行う。

◆教職員研修

別途、学校安全計画などで研修計画を定めている場合は、それを参照する形でマニュアルに位置付けましょう。

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

4月上旬	<ul style="list-style-type: none">○ 危機管理マニュアル読み合わせ(全教職員) ※地域のハザードマップ(及びその想定を超える事象が発生する可能性があること)の確認を含む。○ 学校安全担当者は避難訓練要領等の年間計画の確認をする。○ 安全点検箇所の確認
4月中～下旬	<ul style="list-style-type: none">○ 避難経路、防火責任者の確認○ 避難訓練の実施、実施後振り返り
5月～8月	<ul style="list-style-type: none">○ 頭部外傷や心肺蘇生などの救命救急訓練(消防署員等によるAED講習を含む)○ 避難訓練、実施後振り返り○ 二次避難所等の確認
9月～12月	<ul style="list-style-type: none">○ 不審者対応訓練(ロールプレイや警察署員を活用するなど可能な範囲で)○ 避難訓練・実施後、振り返り○ 地域防災訓練への参加(地域で実施の場合、可能な範囲で)
1月～3月	<ul style="list-style-type: none">○ 避難訓練・実施後、振り返り○ 学校安全計画の見直し○ 危機管理マニュアル見直し(安全担当者を中心に)

(2)職員会議での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議等の時間を使って、学校安全担当者より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

(3)校外研修等の活用

校長は、学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。

学校安全の担当教職員は、上記の校外研修に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

◆ 安全教育

(1) 安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校児童生徒が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、廿日市市の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

(2) 生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童生徒の資質・能力を育成するよう努める。

(3) 家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより児童生徒の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。具体的な方法は以下のとおり。

- 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
 - 3年生自転車教室
 - 1年生交通安全教室
 - ネットモラル(ネット上での犯罪被害に遭わないための指導)
- 地域にある安全に関する施設(防災資料館等)や、各種副教材を活用する。
 - 「わたしたちのまち はつかいち」
 - 公民館での催し
 - 4年生の総合的な学習の時間による防災教育
- 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
 - 地域の消防団の活動を知る。
 - 子ども110番の家・地域の見回り活動など地域ボランティア活動を知る

なお、地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前説明をし、十分な理解を得ることし、あわせて、教育実施後には意見・講評等のフィードバックを得ることとする。

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など児童生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※緊急対応が必要な事態(例)：以下のような状況が継続している場合

- *凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- *登下校中の児童生徒が不審者に襲われケガをした。
- *不審者が登下校中の児童生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
- *登下校中の児童生徒が金品を奪われた。
- *校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決(犯人確保)されていない。
- *その他、学校近隣において児童生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

(2) 関係機関等との連携

校長は、学校近隣において児童生徒の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼する。

各関係機関等との連絡・協力依頼

	情報共有・協力依頼(必要に応じて)の内容
廿日市市 教育委員会	*発生事案及び学校の対応状況等に関する報告・支援要請 *近隣学校等における類似事案等の情報提供依頼
警察 (廿日市警察署)	*地域パトロール等の要請 *(未通報の場合)110番通報
保護者	*発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 *引渡し等への対応依頼 *登下校中の見守り依頼
地域ボランティア	*発生事案及び学校の対応状況等に関する連絡 *登下校中の見守り、通学路パトロールの要請

◆様々な危機事象の発生時対応マニュアル等

各校の危機発生時の対応のフロー図等 (別紙)

- 1 地震
- 2 火災
- 3 学校内の不審者
- 4 個人情報、USB等紛失
- 5 食物アレルギー
- 6 風水害
- 7 感染症・食中毒(連絡体制図)

◆集団下校・引渡しと待機

(1) 集団下校・引渡し・待機の判断

事故・災害等が在校中に発生した場合(登下校中に発生し、登下校途中の児童生徒が本校へ避難してきた場合を含む)には、以下のとおり対応するものとする。

① 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、以下に示す多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集する。

【情報収集手段】

* テレビ、ラジオ

* 防災行政無線

* 気象庁ウェブサイト (<https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/index.html>)

・ 今後の雨(降水短時間予報) ・ 雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)

・ キキクル(危険度分布)(土砂災害、浸水害、洪水)

* 国土交通省川の防災情報 (<https://www.river.go.jp/portal/#80>) の

・ 川の水位情報 ・ 洪水キキクル(危険度分布) ・ 土砂キキクル(危険度分布)

* 防災大野を中心とした情報機関などからの情報収集、教職員による学校独自の情報収集なども行います。

* PTA会長、PTA役員、その他保護者からの情報

* 担当教職員による通学路の巡回(安全確認)結果

② 集団下校・引渡し・待機の判断 在り方も明示しておくことが望めます。

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、児童の下校・引渡し・待機について判断する。

なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童生徒の安全を最優先とした判断を下すものとする。

(2) 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者(当該活動の引率に当たる教職員を統括する者)と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童生徒の引渡し方法(学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し)を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、上記(1)①の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、同②の判断基準に準じて、児童生徒の安全を最優先とした判断を下す。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断するものとする。

校外学習の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

<p>災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・ 学校安全担当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○(現地引渡しの場合)現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所の決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先(無理に引渡し場所に来ない) ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
<p>引率責任者、 引率教員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○(現地引渡しの場合)事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備(校外活動用引渡し用名簿の準備) ○児童の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の確認 ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録 ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている児童生徒の保護

◆被災児童生徒等の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し児童生徒等が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該児童等の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

- 第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
- 第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した児童生徒等の保護者等に対応するため、連絡支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

事故・災害等の状況	窓口担当者
<ul style="list-style-type: none"> * 死亡事故 * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病 * その他、複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等 	<p>教頭</p>
<p>その他の事故・災害等</p>	<p>学年主任</p>

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災児童生徒等の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。

また、多数の児童生徒等が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに廿日市市教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。

なお、被害児童生徒の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災児童生徒等の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災児童生徒等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災児童生徒等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 在校児童生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災児童生徒等が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・被災児童生徒等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
 - ・被災児童生徒等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の児童生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
 - ・被災児童生徒等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。
- 被災児童生徒等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

◆児童生徒等、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童生徒及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童生徒等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【児童生徒・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- *死亡事故
- *治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- *複数の児童生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- *その他、報道・インターネット等を通じて、児童生徒、保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故

(1) 児童生徒への説明

児童生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容(例)】

- 事故・災害等の概要(判明した事実の概要)
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容(例)】

- 事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度 等)
- 被害者への対応(その後の経過、保護者との連携状況 等)
- 今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等)
- 保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供 等)

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

◆報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、廿日市市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、廿日市市教育委員会に支援を要請する。

(2) 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。
 - ・可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
 - ・事前に被災児童生徒等の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
 - ・廿日市市教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
- 誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関する必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

〈取材に関する必要事項〉

＊校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間

＊児童、教職員への取材(撮影、録音)の可否

＊報道資料の提供(記者会見)の予定 など

○ 取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者(社名、担当者氏名、電話番号など連絡先)を確認し、取材内容とともに記録を残す。

○ 明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。

- ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
- ・把握していない事・不明な事は、その旨(「現時点ではわからない」等)を明確に伝える。
- ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
- ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。

○ 記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、廿日市市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

◆教育活動の継続

(1)学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

<p>児童生徒・教職員の被害</p>	<p>発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に(必要に応じて追加的な調査を行い)以下の情報を取りまとめる。 ＊児童生徒及びその家族の安否、住居等の被害状況＊教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況</p>
<p>校舎等の施設、設備の被害</p>	<p>校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 ＊学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 ＊危険物・危険薬品(理科室、灯油保管場所等)の安全確認と必要な措置 ＊学校給食施設・備品の点検と必要な措置 ＊ライフライン(上下水道、電力、電話)の使用可否確認(使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施) ＊危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 ＊廿日市市教育委員会に対し、以下を要請 ・専門家による点検、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧</p>
<p>通学路・通学手段の被害</p>	<p>通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 ＊学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 ＊スクールバスの運行可能性</p>

(2)被災児童生徒への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童生徒の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

- 児童生徒の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに廿日市市教育委員会へ報告する。
(災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため)
- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない児童生徒への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童生徒の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、廿日市市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童生徒、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童生徒及び転出する児童生徒について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した児童生徒について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状(在籍校への復帰時期等)を把握する。
- 転出した児童生徒については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◆児童生徒等の心のケア

(1)心身の健康状態の把握

《例》

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知等に様々な反応が現れる。情緒	・恐怖・怒り・抑うつ ・フラッシュバック	・分離不安・退行(赤ちゃん返り) ・感情の麻ひ	・睡眠障害 等
行動	・落ち着きがない ・衝動的(暴力・自傷)	・イライラ ・非行・薬物乱用等	・集中力の低下
身体	・吐き気・おう吐 ・かゆみなどの皮膚症状	・頭痛・腹痛などの身体の痛み等	
認知	・安全感や信頼感の喪失 ・様々な対人トラブル	・罪悪感等	・自尊感情の低下
学習	・成績低下	・宿題忘れ	

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童生徒及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童生徒(以下、「当該児童生徒等」とする。)について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

(2) ト라우マへの対応

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

■穏やかに子供のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】子供の話(怖い体験や心配や疑問も含む)に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状(気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど)を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」

(平成26年3月)

(3) 関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等(関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関)との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

◆ 危機発生時の健康観察様式

事故・災害等発生時の健康観察様式

調査項目 当てはまる場合、日常欄・ 危機発生時欄に○印を記入		要 配 慮 者	日 常	危機発生後			
				月 日	月 日	月 日	月 日
児 童 の 訴 え	食欲がない						
	眠れない						
	眠気が強い、うとうとする	て					
	体の痛み(頭が痛い、おなかが痛いなど)						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がかゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
観 察 さ れ る 状 態	落ち着きがない						
	ぼんやりすることが多い						
	イライラしている						
	元気がなく、意欲が低下している						
	ハイテンションである						
	余り話さなくなった						
	物音に過敏になる						
	人が違ったように見えることがある						
	こだわりが強くなる						
	発作の回数が増える						
パニックの回数が増える							
体重減少あるいは急激な体重増加							
そ の 他	薬の服用ができていない						
	いつもの様子と違う(記述)						

保護者またはご家族が記入し、月 日までに学級担任に提出してください。

記入日 令和 年 月 日

年 組 児童生徒氏名

記入者 (○印) 父・母・祖父・祖母・その他(続柄)

◆教職員の心のケア

(1)管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間(必要に応じてスクールカウンセラー等を交える)で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(2)教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童生徒への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。